

堺旧港親水性階段式護岸等管理業務仕様書

業 務 名	堺旧港親水性階段式護岸等管理業務
履 行 場 所	堺市堺区大浜北町3丁、4丁、5丁、戎島町5丁及び北波止町地内の親水性階段式護岸、護岸管理用通路及びアクセス路（区域面積は 37,782.52 m ² （水平投影面積））並びに戎島町5丁43-6の都心の魅力向上に係る事業用地のうち一部（600 m ² ）
業務の目的	堺旧港親水性階段式護岸等の清掃、樹木の灌水及び剪定等の日常管理
履 行 期 間	契約締結日から令和8年3月31日まで

1 本業務の範囲

本業務の範囲は、「業務対象区域図1」及び「業務対象区域図2」の着色範囲とする。

2 業務責任者等

- 1) 受注者は、業務責任者を選定し、本市に報告すること。
- 2) 業務責任者は、仕様に沿って本業務が適正に履行されるよう現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。
- 3) 業務責任者は、本業務について監督員の指示があれば、これに従うこと。
- 4) 業務責任者及び本業務に従事する者は、広場内の広報以外の書類等を閲覧、複写等してはならない。また、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 業務実施計画書

本業務の契約締結後、速やかに業務実施計画書を提出すること。

4 業務予定表

原則、前月末までに、当該月の業務予定表を提出し、監督員の承認を得ること。

5 業務の内容

(1) 共通事項

1) 作業日程

各作業日程は、「業務実施予定表」のとおり実施すること。実施予定日に変更が生じる場合は、事前に監督員と調整すること。

2) 緊急時の対応

監督員は、必要に応じて現場確認、立会を実施するものとする。事情により、業務の変更、停止、又は中止の必要が生じた場合は、速やかに監督員の指示に従わなければならない。

万一、人や物に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、作業に起因する損傷及び事故については、受注者の責任において発生から修復完了まで全ての事項について誠意をもって解決しなければならない。

3) 車両乗入について

本業務の実施に伴い、業務対象区域内に車両を乗り入れするときは、利用者に十分注意するとともに、車両のタイヤ痕や轍を残さないようにすること。タイヤ痕や轍をつけた場合は、原状復旧すること。

4) 施設確認

本業務において、施設の破損等を発見した場合は、適宜監督員に報告すること。

5) 完了作業

本業務は本市の検査をもって完了とする。業務の完了後であっても、明らかに契約不適合であると本市が判断した場合は、速やかに是正するものとする。

6) 廃棄物処理について

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に収集、運搬、処分をすること。

7) その他

護岸の供用範囲を拡張する場合、その対応について協議するものとする。

作業日毎に親水性階段式護岸の利用者数をカウントし報告書に記載すること。

本仕様書に定めのない事項については、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 清掃

親水性階段式護岸、護岸管理用通路及びアクセス路 (37,302.7 m²)

1) 清掃：計 49 回

- ① 対象区域は、堺旧港親水性階段式護岸、府道堺港線に隣接する護岸管理用通路(歩道部)、市道大浜北 6 号線及び市道大浜北 11 号線に隣接する護岸擁壁から横断防止柵までの部分、護岸出入用スロープ、階段、植樹帯及びアクセス路(法面を含む)とする。
- ② 収集対象は、区域内にある紙くず、落ち葉、煙草の吸い殻等のゴミ、缶、瓶、ペットボトル、ヤシの樹皮、海から漂着する流木等とし、可能な限り紙類、布くず等の一般廃棄物、空き缶・空き瓶、ペットボトル、その他回収物に分別し、透明又は白色半透明のゴミ袋に入れるなど飛散や流出、悪臭が発散しないようにして、別紙「業務対象区域図 1」に示す集積場所に集積しておくこと。なお、缶、瓶、ペットボトルで、内部に液体が残っているものや容器の汚れがひどいもの、スプレー缶などリサイクル不可能なものは、1つの袋にまとめること。
また、地元住民により設置されたプラスチック製の4か所のゴミ箱内のゴミ及び不定期に実施される「アドプトシーサイド堺旧港」により集められたゴミについては、別紙「業務対象区域図 1」に示す集積場所に上記のゴミとは区別して集積しておくこと。
- ③ 作業時には、できるだけ利用者の妨げにならないよう注意して作業を行うこと。
- ④ 区域内では、大型ゴミの破碎を行わないこと。

2) 転落防止柵雑巾拭き(2682.4m(堺旧港 2,382.4m、市道大浜北 6 号線 300m))：計 22 回

利用者が快適に景観を楽しむことができるよう、堺旧港及び市道大浜北6号線に面した転落防止柵の上部のほこりや汚れを雑巾等で丁寧に拭き取ること。

(3) 樹木の灌水、剪定、除草、施肥

親水性階段式護岸、護岸管理用通路及びアクセス路 (37,302.7 m²)

1) 灌水 (ワシントン椰子 17本及び高架下除く植樹帯 540.8 m²) : 計 42回

- ① 当該区域は、天候の影響を受けるため、実施予定日の午前9時の時点で監督員と協議の上、実施の有無を決定すること。
- ② 季節や天候に応じた適正な量を灌水すること。
- ③ 灌水に必要な水は、受注者が用意すること。

2) 灌水 (高架下植樹帯 161.3 m²) : 計 66回

- ① 高架下の植栽は雨天時の影響を受けないため、予定どおりに灌水すること。
- ② 季節や天候に応じた適正な量を灌水すること。
- ③ 灌水に必要な水は、受注者が用意すること。

3) 剪定

3-1) 剪定 (ワシントン椰子 (幹周: 61~80 cm) 17本) : 計 2回

3-2) 剪定 (高架下除く植樹帯中高木 1,879本) : 計 1回

- ① 監督員と協議の上、最も効果が期待できる時期に樹木の特性に応じた剪定を行うこと。
また、ワシントン椰子は樹高が高く、剪定は高所作業となるため、墜落制止用器具の着用やローリングタワーの使用等、作業員の安全対策には万全を期すこと。積算上、ローリングタワーの使用を見込んでいるが、指定仮設ではないため、受注者の責任において適切な仮設を行うこと。
- ② 作業時には、周辺の護岸施設、既存植物、地被類等を傷めないよう配慮すること。
- ③ 剪定後の枝葉等は、歩行者等の妨げにならない場所へ集積、分別し、即日処分すること。剪定により発生した枝葉等の処分場への運搬は剪定作業を行った事業者が行わなければならない。但し、許可業者に委託する場合はこの限りではない。やむを得ず即日処分できない場合は、監督員と協議の上、枝葉を数箇所にまとめて、飛散しない措置を施すとともに、安全な場所に移しておくこと。
- ④ 剪定作業により落下した枝葉は剪定作業と並行し、直ちに樹木の根元等に片付けておくこと。
- ⑤ 作業中は、「剪定作業中」の看板・バリケード・ロープ・シート・カラーコーン等を設置し、利用者への安全対策を講じること。
- ⑥ 必要に応じて、着手前に監督員と立会の上、見本切り剪定を行い、確認後これに準じて進めるものとする。また、別記「剪定及び刈り込みのしかた」を認識してから作業を開始すること。ただし、現場によっては臨機応変に対処すること（例えば、歩行者等通行障害、隣家の屋根・樋等に影響を及ぼしている場合等）。
- ⑦ 作業員は動力式切断機（チェーンソー）を使用する場合、下肢の切創防止保護衣を装着すること。

4) 除草

4-1) 除草 (植樹柵 18か所及び植樹帯 258.4 m²) : 計 7回

4-2) 除草 (護岸及び通路のブロック目地部) : 計 7回

- ① 除草の場所及び時期については、本市監督員に確認の上、作業を行うこと。
ただし、イベント、堺大魚夜市（7月下旬）、堺まつり（10月第3土曜・日曜）等が実施されるため、必ずそのイベント等の前までに除草を完了させること。
- ② 小石、瓦礫、空瓶、空き缶、粗大ゴミ、一般ゴミ、枯木等、作業に支障となるものは、事前に清掃除去しておくこと。
- ③ 作業中は、「除草作業中」の看板・バリケード・ロープ・シート・カラーコーン等を設置するなどして、立ち入り禁止措置を行い、利用者に損傷を与えないよう対策を講じること。
- ④ 樹木の根元、地被類、護岸施設（通路ブロック含む）付近は、傷めないよう鎌等で刈り取り、耳切りを行い、つる性雑草を除去し、大きな草株は抜き取ること。
- ⑤ 作業後の草は、歩行者等の障害にならない箇所へ飛散しないよう、すみやかに集積し、即日、回収・分別・処分すること。除草により発生した刈り草の処分場への運搬は除草作業を行った事業者が行わなければならない。但し、許可業者に委託する場合はこの限りではない。やむを得ず即日処分ができない場合は本市監督員に理由を報告し、翌日処分すること。
- ⑥ 作業後の草の運搬については、事前にシートで覆う等、風で飛散しないように行うこと。パッカー車を使用する場合は、車両の投入口付近に付着している草を取り除くこと。
- ⑦ 護岸進入時の車止め開錠の際は、車止め躯体・カンヌキ金具・鍵を車両に保管し、開錠した車止め箇所へ除草作業中の表示看板を転倒しないように設置すること。また、作業後は車止めを元どおり施錠すること。

5) 施肥（高架下除く植樹帯 189.3 m²）：計1回

- ① 表面施肥を基本とする。
- ② 肥料承諾書を提出し、監督員と協議の上、最も効果が期待できる時期に施肥を行うこと。
- ③ 作業中及び作業後において、肥料が飛散しないよう注意すること。

(4) 都心の魅力向上に係る事業用地の除草

除草（600 m²）：計2回

- ① 除草の場所及び時期については、本市監督員に確認の上、作業を行うこと。
- ② 小石、瓦礫、空瓶、空き缶、粗大ゴミ、一般ゴミ、枯木等、作業に支障となるものは、事前に清掃除去しておくこと。
- ③ 作業中は、「除草作業中」の看板・バリケード・ロープ・シート・カラーコーン等を設置するなどして、立ち入り禁止措置を行い、歩行者等に損傷を与えないよう対策を講じること。
- ④ 機械による除草時はマンホール・止水栓等の蓋に注意し、破損しないよう除草すること。万が一破損した場合は受注者の負担にて取り換え等の修繕を行うこと。
- ⑤ 作業後の草は飛散しないよう、すみやかに集積し、即日、回収・分別・処分すること。除草により発生した刈り草の処分場への運搬は除草作業を行った事業者が行わなければならない。但し、許可業者に委託する場合はこの限りではない。やむを得ず即日処分ができない場合は本市監督員に理由を報告し、翌日処分すること。
- ⑥ 作業後の草の運搬については、事前にシートで覆う等、風で飛散しないように行うこと。パッカー車を使用する場合は、車両の投入口付近に付着している草を取

り除くこと。

6 提出書類

【事前提出書類】

- ① 着手届、業務責任者届、業務工程表（各1部）
- ② 業務計画書（1部）（緊急連絡体制表含む）
- ③ 肥料承諾書（1部）
- ④ その他監督員が指示するもの

【中間提出書類（月別報告書）】

- ① 一般事項
 - ・ 報告書は、表紙、搬入状況一覧表、処分場領収書の写し、作業日報、業務写真で構成される。
 - ・ 報告書は、毎月初めに前月分を提出すること。なお、3月分については同月末に提出すること。
 - ・ 年間の報告書は、チューブファイル1冊（幅約10cm程度）にまとめること。
- ② 処分場領収書の写し
 - ・ 一般廃棄物（剪定枝葉、除草後の草等）については、処分場が発券する領収書の写しを毎月提出すること。
- ③ 搬入状況一覧表
 - ・ 上記領収書に記載しているゴミの重量や料金の累計を集計して、搬入状況一覧表に記入し、毎月提出すること。
- ④ 業務写真
 - ・ 工程毎に、作業前、作業中、作業後を、同一方向かつ同一箇所で撮影すること。
 - ・ 撮影箇所に黒板を設置し、業務名、受注業者名、撮影年月日、工種、作業場所を明記して撮影すること。
 - ・ 特に肥料については、使用材料の撮影を行うこと。
 - ・ 飛散防止シート措置を施した場合は、その状況写真を併せて撮影すること。
- ⑤ その他監督員が指示するもの

【完了時提出書類】

- ① 業務完了届
- ② その他監督員が指示するもの

7 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市

の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(別記)

剪定及び刈り込みのしかた

1 剪定のしかた

- ・ 主幹は、一本で直立させること。
- ・ 主枝は、できる限り四方に平均にラセン状になるように配枝すること。
- ・ 主枝の発生角はやや斜上向枝となるように配枝すること。
- ・ 配枝に際しては、先端に行くに従い分枝を多くする末広りの扇状形配枝すること。
- ・ 枝幹の太さは、急激な変化のないよう順次先端に行くに従い先細りとする。
- ・ 樹形は常に左右バランスのとれた安定した姿とすること。
- ・ 上頂生長の激しい樹木では、上端を強く抑制し、下部枝は、弱度の剪定とすること。
- ・ 勢いの強すぎる直立枝は枝の分岐点で切戻しするか、斜上向枝に切り替え勢力を抑制するよう配慮すること。
- ・ 常に樹形の伸縮調整のため、ふところに次期骨格補枝となる優良枝を残し育成を心掛けること。
- ・ 垂主枝は、常に樹形の伸縮調整のため、勢いの強い太く若い枝で残すこと。
- ・ 枝の分岐角、徒長枝の析曲はなめらかで自然でなければならない。
- ・ 樹形は常に壮年樹の姿を保つように仕立てること。
- ・ 下枝は長く太く枝数多い分枝を保ち、上頂枝は短く細い枝で分枝を少なくすること。また、下枝間隔は広く、上頂に行くに従い枝間狭く配枝すること。
- ・ 松については、枯葉、病枝、弱枝、通風採光に不要な障害枝、徒長枝の切り詰め及び枯葉の掃除程度とする。

(基本事項)

- (a) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- (b) 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切り詰め、枝抜き、切り返し、枝はさみ、枝うち、枝かき、等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- (c) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- (d) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- (e) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
- (f) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
- (g) 剪定した枝葉は、まとめてすみやかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃する。

(主な剪定方法)

- (a) 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう、切断予定箇所の数10cm上であらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえで、切り返しを行い切除する。大枝の切断面には必要に応じて本市監督員の指示により防腐処理を施す。
- (b) 切り詰め剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、しだれやな

ぎは内芽)を残すものとする。

- (c) 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り、及び樹勢を回復するために樹冠を小さくする場合などに行う。
- (d) 剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。
- (e) 骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取る。
- (f) 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取る。

(弱剪定)

- (a) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。
- (b) 主として剪定すべき枝
 - 1 枯枝
 - 2 生長のとまった弱小の枝 (以下「弱小枝」という。)
 - 3 著しく病虫害におかされている枝 (以下「病虫害枝」という。)
 - 4 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝 (以下「障害枝」という。)
 - 5 折損によって危険をきたす恐れのある枝 (以下「危険枝」という。)
 - 6 樹冠、樹形及び生育上不要な枝 (以下「不要枝」という。)
 - a. やご (ひこばえ)
 - b. 幹ぶき (胴ぶき)
 - c. 飛び枝 (徒長枝)
 - d. からみ枝
 - e. 逆さ枝
 - f. きり枝
 - g. ふところ枝
 - h. その他 (車枝、立枝、対生枝、平行枝等)
 - 7 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
 - 8 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切り取る。
 - 9 並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

(強剪定)

- (a) 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことを言う。
- (b) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- (c) 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

2 刈り込みのしかた

(一般事項)

- (a) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、輪郭線を作りながら樹冠周縁の小枝を刈り込む。
- (b) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込む。又、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り十分注意しながら芽つき等を行う。
- (c) 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- (d) 数年の期間をおいて刈り込みを実施する樹木の場合、本市監督員と協議すること。刈り込みが必要な場合、第1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みを通して徐々に刈り地原形に仕立てていく。
- (e) 刈り取った枝葉はすみやかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。刈り込んだ樹木、寄植等の周辺は、きれいに清掃する。

(大刈り込み)

- (a) 各樹種の生育状態に依り、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込む。
- (b) 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行う。